

小諸市水道事業給水条例施行規則

平成15年3月20日
水道事業管理規則第1号

小諸市営水道条例施行規則（昭和39年小諸市水道事業管理規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、小諸市水道事業給水条例（平成15年小諸市条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（給水装置工事の申込み）

第2条 条例第4条第1項に規定する工事申込者は、給水装置工事申込書兼設計審査申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、給水装置工事を承認した場合は、給水装置工事許可書（様式第2号）を交付するものとする。

3 前項の規定により、承認を受けた工事申込者がその給水装置工事の設計を変更し、又はその申込みを取消そうとするときは、直ちに、市長に届出なければならない。

4 前項の設計変更又は申込みの取消しにより生じた損害について、市長はその責を負わない。

（同意書の提出）

第3条 条例第4条第2項により同意をもとめることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）他人の土地又は構築物に給水装置を設置しようとするときは、当該土地又は構築物の所有者の同意

（2）先に給水装置を設置し使用している者の給水管から分岐しようとするときは、当該給水装置等を設置した者のうち、市長が必要と認めた者の同意

（3）その他市長が公益上必要と認めた場合

（給水装置の位置の変更）

第4条 条例第7条に規定する給水装置の位置を市長が変更する場合は、次の各号による。

（1）検針を行うのに不便な場所に量水器が設置されているとき。

（2）承諾のない他人の土地・公道に設置したとき。

（3）機能的に他の方法が適当と思われるとき。

（給水装置の設計及び施行基準等）

第5条 条例第8条に規定する設計施行基準は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）」の基準に適合した「小諸市給水装置工事設計・施工基準」を別に定めるものとする。

2 工事の設計・施行にあたっては、指定工事業業者等の指導・監督を徹底するとともに必要に応じて基準の見直しを行うものとする。

（工事しゅん工届及び検査）

第6条 条例第8条第2項に規定するしゅん工検査を受ける場合は、給水装置工事しゅん工届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（工事に起因する事故の補償）

第7条 給水装置工事及び水道事業以外の工事で、他の給水管等又は、水道施設を破損したときは、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 断水に要する費用
 - (2) 連絡通報に要する費用
 - (3) 修理作業に要する費用
 - (4) 余水、残水又は悪水等の放水に要する費用
 - (5) 通水及び排気作業等に要する費用
 - (6) その他施設復旧に要する費用
- (工事費の予納)

第8条 条例第11条第1項ただし書きの規定による工事費の予納を必要としないときは、官公署が行う工事、非常災害による工事又は市長が公益上必要と認める場合とする。

(給水工事の変更工事)

第9条 条例第13条の規定により市長が給水装置の変更工事を行う場合は次による。

- (1) 公道部分の給水管の移転を伴う配水管の布設替等により、個人の給水装置へのつなぎ込みの工事が必要なとき。
 - (2) 計量法施行令(平成5年政令第329号)別表第3の規定による量水器の取り替え工事のとき。
- (ア) その他管理上緊急な変更工事が生じたとき。

(代理人及び管理人の届出)

第10条 条例第18条に規定する代理人及び条例第19条に規定する管理人の選定及び変更の届出は、代理人・管理人選定届(変更届)(様式第4号)によるものとする。

2 前項の代理人及び管理人は、独立の生計を営む者とする。

(量水器の設置基準)

第11条 条例第21条に規定する量水器を設置する基準は、条例第3条に規定する種類ごとに次の各号に定めるものとする。

- (1) 専用給水装置 同一敷地内にある建物への給水は原則として量水器1個とする。
- (2) 共用給水装置 アパート等においては使用者毎に量水器を設置することができる。ただし、貯水槽を必要とする場合は1個とする。
- (3) 料金の用途区分が異なる場合は、用途ごとに量水器を設置する。

(量水器の保管責任)

第12条 条例第22条の規定により量水器の貸与を受けた者は、量水器の設置場所に、その点検または修理若しくは機能を妨げるような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 前項の規定に違反したときは、貸与を受けた者に原状回復を命じ、その費用を負担させることができる。また、履行しないときは、市長が施行し、その費用は貸与を受けた者から徴収する。

3 前項によるほか、市長は、必要と認めたときは量水器の設置場所を変更し、量水器の貸与を受けた者からその費用を徴収することができる。

(使用開始等の届出)

第13条 条例第24条の規定による届出は次の各号による。

- (1) 開栓届 給水装置の使用を開始するとき(様式第5号)
- (2) 閉栓届 給水装置の使用を休止するとき(様式第6号)
- (3) 異動届 給水装置の使用者の氏名、住所等に変更があったとき(様式第7号)

(4) 撤去届 量水器を撤去するとき(様式第8号)

(消火栓の設置及び移設)

第14条 法第24条の規定により消火栓を設置又は、既設の消火栓を移設する場合は、消火栓新設・移設申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(消火栓の使用届)

第15条 消防用若しくは消防用以外に消火栓を使用する場合又は使用した場合には、消火栓使用届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(工事費・修理費等の徴収免除)

第16条 条例第25条第2項ただし書きの規定による修繕費等を徴収しないことができるものは、次の各号による。

(1) 給水装置で官民境から1メートル以内に設置された止水栓又は量水器ボックスまでの事故の修理。ただし、宅地内の建物・構造物等の取壊し及び復旧費は除く。

(2) 量水器ボックス内において貸与者の善良な管理をもってしても防げない事故の修理。

(検査の費用)

第17条 条例第26条第2項に規定する特別の費用を要する場合は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 給水について給水装置の構造、材質若しくは機能又は漏水について通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質について法定検査項目以外の検査を行うとき。

(量水器の検針)

第18条 条例第29条に規定する定例日は、料金調定月の前月20日から当該月8日までの間とし、この間に量水器の検針を行い、使用水量を確定する。

2 前項の検針により、1立方メートル未満の端数があるときは、これを次期の使用水量に算入する。ただし、使用中止等の場合は、これを切り捨てるものとする。

3 市長は、第1項の検針により確定した使用水量を「上下水道使用量のお知らせ」により使用者に通知するものとする。

4 使用者は、第1項の検針立会うことができる。

5 使用者は、前項の立会いを行わない理由をもって異議を述べ、料金の納入を拒むことができない。

(使用水量の認定)

第19条 条例第30条に規定する使用水量の認定は、当該期間の前3回又は前年同期とその前後各1回の平均使用水量をもって認定水量とする。ただし、前回以前の使用水量が不明若しくは実績がないとき又は当該期間と比較して著しく使用状況が変化しているときは、当該期間後の使用水量その他事情を考慮して行うものとする。

(料金の減免適用範囲)

第20条 条例第41条に規定する料金の減免の適用範囲は、善良な管理者の注意をもって給水装置の管理を行っていたにもかかわらず発生した漏水その他使用水量が異常と認められた場合で、修繕その他の処理がなされており、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 量水器より下流側にある埋設部及び床下、壁内部の給水装置で発生した漏水

(2) その他市長が必要と認めたもの

(料金の減免適用除外)

第21条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の適用範囲から除外するものとする。

- (1) 水道の利用者又は代理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)の故意又は過失により給水装置を破損したとき。
- (2) 給水装置の破損が第三者の行為によるとき。
- (3) 漏水の事実を知り、又は検針時に漏水を指摘されたにもかかわらず、修繕その他の処理を怠ったとき。
- (4) 水道利用者等の都合で修繕を延期したとき。
- (5) 漏水頻度の多い給水装置で、その予防及び修繕を勧告したにもかかわらず、それらがなされなかったとき。
- (6) 条例第8条に規定する工事の施工をしなかった給水装置から漏水したとき。
- (7) その他市長の指示に従わなかったとき。

(減免の対象期間)

第22条 減免の対象期間は、当該徴収月の徴収期限から起算して1年間とする。ただし、複数期間にわたり漏水している場合の適用は、1期間のみとする。

(料金の減免手続き)

第23条 料金の減免を受けようとする者は、水道料金減免申請書(様式第10号の2)を当該各号に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 給水装置の漏水による場合は、漏水修繕証明書又は漏水修繕が完了したことを証明する書類
- (2) 火災等災害のり災による場合は、消防署長等の発行する証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(料金の減免の取扱い)

第24条 条例第41条に規定する料金の減免の取扱いは、別に定めるものとする。

(料金の徴収期限)

第25条 料金の徴収期限は、料金の調定月の月末最終営業日とする。

- 2 前項の徴収期限は、特別の理由があるときはこれを変更することができる。この場合において、市長はあらかじめその日を定めるものとする。

(徴収期日の特例)

第26条 給水装置の使用休止、廃止、用途変更、私設消火栓の演習及び臨時用に供されるものの料金は、前条の規定にかかわらず、随時徴収する。

(概算料金の予納)

第27条 条例第36条の規定による概算料金は次のとおりとする。

- (1) 使用期間3月以内 10,000円
- (2) 使用期間6月以内 20,000円
- (3) 使用期間1年以内 40,000円

- 2 前項に規定する概算料金を給水申込者が予納しないときは給水装置の工事を中止し又は中止させることができる。

(係員の立入り等)

第28条 水道係員は法第17条の規定による検査のほか、業務執行等のため水道利用者の土地及び家屋に立入ることができる。

- 2 前項による係員は、別に定める身分証明証を携帯し、いつでも関係者の請求のあ

ったとき提示しなければならない。

(給水停止の方法)

第29条 条例第44条の規定による給水の停止は、量水器の撤去もしくは止水栓の閉鎖と同時に給水停止通知書(様式第11号)より通知する。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第30条 条例第48条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び、その管理の状況に関する検査は、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に準じる。

(補則)

第31条 この規則の施行について必要な事項は、細則をもって市長が定める。

附 則

この規則は平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日水管規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日水管規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年6月1日水管規則第1号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成24年11月1日水管規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年1月17日水管規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日水管規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に調定した料金については、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例とする。

附 則(平成27年3月24日水管規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月14日水管規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月1日水管規則第1号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。